

令和4年第5回太子町議会定例会（第500回町議会）会議録（第4日）

令和4年9月26日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第5号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 4 同意第7号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 5 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第42号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第43号 太子町学校給食費に関する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 認定第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和3年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 9 認定第2号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第3号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第4号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第5号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 認定第6号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 14 認定第7号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 請願第7号 大津茂川左岸堤防線外除草工事（その2）の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 同意第5号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 4 同意第7号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 決議案第2号 服部千秋町長に対する不信任決議
- 5 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第42号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第43号 太子町学校給食費に関する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 認定第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和3年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 9 認定第2号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第3号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 11 認定第4号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第5号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 認定第6号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 14 認定第7号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 請願第7号 大津茂川左岸堤防線外除草工事(その2)の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中薮清志
9番	堀卓史	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	13番	藤澤元之介
14番	中島貞次		

会議に欠席した議員

12番 井村淳子

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長職務代理者	福田秀樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人

(開議 午前10時00分)

○議長(中島貞次) 皆さん、おはようございます。

令和4年第5回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

なお、井村議員は体調不良のため、本日の会議を欠席されておられます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(中島貞次) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等3件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 同意第5号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第2、同意第5号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

同意第5号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

まずは、このたびの前教育長の疑惑問題につきまして、皆様に様々な御心配、御迷惑をおかけしましたこと、改めておわびを申し上げます。

同意第5号についてですけれども、本案件につきましては、現在欠員となっております教育委員会の教育長につきまして、新たに濱田明利氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

濱田氏の経歴は参考資料のとおりであります。が、中学校・高等学校の教員経験はもとより、西播磨高等学校人権教育研究協議会の副会長を務められた御経験や、現在の保護司の職務を含め、優れた人権感覚をお持ちであり、また柔道部の顧問を6年務められるとともに、歴史書籍の編集、西播磨文化会館での高齢者大学や文化協会等の地域連携業務など、教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は同法第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となるため、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2か年であります。

教育行政の推進に向け、一日も早く体制を整備した上で、日々の公務を着実に遂行することで一步一步信頼を回復させてまいり所存でございます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 先ほど町長のほうから経歴等の説明がありましたので、3点ほどちょっとお聞きいたします。

まず第1点目、この方を選任された経緯と決め手となった理由を教えてください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 人選につきましては、人事のことであり、お相手——紹介者ですとか、候補者等ですけれども——お相手もあることですので詳細を控えさせていただきますが、候補者については自身でお声がけした方、御紹介いただいた方、様々でございます。

そして、濱田氏を選んだことについての決め手という御質疑でございました。今回、前教育長

の疑惑が発生した中で、濱田氏については西播磨高等学校人権教育研究協議会の副会長を務められた御経験や現在の保護司の職務を含め、人権感覚が非常に優れた方であります。また、揖龍地区での12年の教員経験、その後の高等学校での生徒指導部長や特別支援学校における小・中・高等学校での御経験、また教頭、校長も歴任しておられます。教育委員会全般という部分で、柔道部の顧問を6年務められるとともに——柔道は3段でいらっしゃいますが——山川出版社より発行されている「兵庫県の歴史散歩（下）」の編集委員、定年退職後の西播磨文化会館での高齢者大学や文化協会などの地域連携業務など、町教育行政を推進していくに当たり、人権感覚はもとより、様々な見識から教育長として適任であると考え、御提出させていただいております。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 では、この先この方と太子町の教育委員会、また教育環境の改善に向けてどのように進めていくことを話し合われたのか教えてください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 濱田氏とお話しした中では、いろんな濱田氏のビジョンといいますか、やりたいこと、方向性を言われました。人権についてきちっとやっていくために、例えばですが、それは今後のことになりますけれども、宣言を発出したいとか、具体的に研修をやりたいとか、学校現場と他機関との連携を進めながら、自分のこれまでの経験を基に様々なことをしたいということなど様々な、本当にいろんな引き出しの多いといいますか、アイデアをたくさん持っておられるお話をお聞きしています。

申し訳ございませんが、そのいろんなことまでちょっと書いていないのですが、話した中で、本当にいろいろと色々なアイデアを持っておられて、ああ本当にこんなことまでできるのかなと思いつながら、こんなん言うのは変な言い方ですけども、そこまでのいろんなことができることまで予算伴うかなとか、いろんな夢を語られた方でございます。

ですので、どこまでというのは今後の話合いになりますけれども、将来本町の教育の様々な分野で大きく貢献をしてくれる方だと思っております。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 最後の質疑に入ります。

この方は揖龍地区の中学校の先生、中・西播磨の高等学校の教頭、校長先生を歴任されております。もちろん町長は当時の先生方からいろんな意見を聞いて、どの頃からどのように意見を聞いて参考にされ、決定されましたでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほども申しましたように、人事のことですのでいつ頃からどういう人に聞いてというようなことについてはここでは控えたいのですが、もちろん私自身も濱田先生について御本人以外からもお聞きはしています。

やんわりとされてるけれども、芯のしっかりした方でございまして、自分を強く出すというよりも、調整をされながら町長、副町長とともに協調しながらやっていく方だというふうに私は判断しており、また私に意見をくださった方たちも何ら異存の声は聞いておりません。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点だけお伺いいたします。

今般のこの人事案件については、前教育長が問題を起こして、問題によって退職した結果としての人事案件かと思いますが、当然今回この人事を受けられるに当たって、町長とその御本人と今回の問題についても話されていることかとは思いますが、今回の問題についてどのよう

な認識をなされているか御説明いただけますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 教育長候補の濱田氏とこの今回のセクハラ疑惑について、どのように話をしたのかという御質問でございます。もちろん、前教育長の疑惑についても、濱田氏とお話をさせていただいております。そして、このようなことを繰り返さないよう、ハラスメント根絶宣言の発出とその履行、外部講師研修の実施などについて検討できないかなど、意見交換をしながら進めていくということを確認しております。

濱田氏からは、御同意をいただきましたら教育長として襟を正して信頼回復に邁進していく強い決意であると伺っております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今後どのようにしていくかということについては、先ほどの議員の質問でもお聞きしましたが、私が聞いてますのは、今回の問題に対してどういう認識を持ってるかという、そういう点ですけど。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 濱田氏は、人権感覚の鋭い方であります。ですので、このことについては非常に強い、高いというか、鋭い感覚を持っておられる方だと私は認識しています。

一方で、繰り返しになって恐縮ですが、今回疑惑ということで、現時点におきまして、前教育長と前教育委員の間のことにつきましては、これまで双方が弁護士を立てられて、また今調停になっている段階でございますので、あまり濱田氏にしる、私にしる、副町長にしる、そのことについてどちらかに偏ったような発言をこういったところで言うのは非常にちょっと……。お気持ちは分かるのですが、また私個人の気持ちは別にあるにしても、なかなかちょっと言えない部分がありますので、ただはっきり言えることにつきましては、濱田氏につきましてもそういう感覚は鋭い感覚を持っておられる方であります。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先般町長が疑惑とおっしゃっておりますが、またもや教育委員会の中でいろんな問題が起きました。今回も教育長の任命に当たりましては、教育委員会とどのような協議をし、どのように同調を図り、意見を交換されたのかという、まずそこが1点。

それから、町長は今回の問題に対して教育長とはまた別に町長自身の責任としていろいろとこの会期が始まった後も対応をされておられるようですが、研修を行うなど様々な対応をされておられますが、その疑惑を受けての町長としての責任は現時点で果たされたとお考えですか。責任が残ったまま次の教育長に投げてしまうような形にならないのかという部分を不安に感じます。

というのは、この後出てくる教育委員の任命についても、先般指摘をされた福田秀樹委員の選任をされておられます。その部分も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 教育長、教育委員の選任に当たって現教育委員に相談したかという点でございますけれども、今回福田教育委員再任の要望もいただいておりますので、福田委員との意見交換や面談を踏まえた内容を含め、教育長及び教育委員の人選について御報告を申し上げます。また、他の教育委員2名にも事前に御説明を申し上げます。特段異論は出ておりません。

令和3年9月議会におきまして、前教育長や教育委員を上程していただく際、当時の教育長より、人事権のある町長が決定したらよいという話もあり、そのように進めているところでありますが、このたびの教育委員会からの要望も踏まえ、最終決定し、手続を進める前に、教育委員の

皆様に御報告をさせていただいているところですので、御理解をいただければと存じます。

また、私自身の責任についてどのように考えているかという点についてですけれども、今議員がお話になりましたように、役場内での研修等も行っていますが、私自身はこのことについて、今後こういうことが起こらないように内部で研修などを行いながら努めていき、再発しない、そういう再発防止に努めていくことが、今私に課せられた責任を果たしていくことだと考えております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（上山隆弘議員「答えてない、まだ答えてないですよ」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時18分）

○議長（中島貞次） 再開します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 教育委員会から異論がなかったというふうにおっしゃっておりますが、前回から人事のときにはいつも揉めるのでね、町長。特に教育委員会とは。教育委員会は独立した組織であります。教育委員会の存在というのを町長は理解をされておられると思います。

確認しますが、町長自身が選定をしてから教育委員に確認したんじゃないのですか。教育委員や教育長を決められる前に、自分はこのように考えているんだというような意見交換の場があったかなかったか説明をいただきたいと思います。

また、先ほど再発防止という言葉も出ましたが、今回の件については職員がどうこうというより、町のトップ三役の問題のほうが大きかったんじゃないのですか。研修を受けるべきは御自身だと思いますよ。それはどのようにお考えですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 選定につきましては、私と副町長が選定した後、教育委員の皆様とお話をいたしました。人事権の上程につきましては、こちら側が持っていることは議員も御存じのことだと思っております。

また、再発防止について私自身がその研修を受けるべきではないかという御指摘でございますが、実際このたび直近で最近しましたハラスメント防止研修以外にも、以前にも——ちょっと何月かは今覚えておりませんが——そういうセクハラも含めたハラスメントの研修が役場内でございました。複数回ございましたけれども、私自身もそれは1回だけでなく、記憶では、間違っていないと思うのですけど、2回、またそれ以外も時間があるときには少し顔を出させていただいたりとかして、非常に有意義な研修でした。また、今回の研修も有意義でした。ですので、私自身が受けるべきではないかという御指摘ですが、以前からも受けております。

○議長（中島貞次） ほかに。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 教育長職務代理者が出席されてますので、先ほど言われましたが、異論はないというのは、ちゃんと教育委員会と教育行政をこれからこういう問題があった中で立て直していく中で、町長の思い、あるいは教育委員会の現状、意見を交わす機会はちゃんと持たれたのですね。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） いわゆる選任についての報告の件ですけれども、事前にということではなくて、今町長がおっしゃったように、お決めになられて、それで報告を受けました。

事前に何かそういうことについて相談があったとかそういうことはなく、これは人事権は町長におありなので、そういうことで決められたという報告を受けたということです。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 同意第5号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、反対の立場で討論をさせていただきます。

この人事案件も町長から教育委員会に全く相談もなく、一方的な報告だけで上程されたものです。

また、私はこの方と各種団体等での直接的な仕事の付き合いはありませんが、元同僚の先生方から、現役時代は協調性に乏しく難しい先生であったとの声を聞いています。

私はより開かれた教育を望んでおります。教育委員会とは、学校教育だけでありません。社会教育、生涯教育も担っている両輪であります。

以上のことから教育委員会、教育環境の改善に向けては、人と人との協調性が一番であり、力量が発揮できないと思い、反対とします。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同意第5号について反対の立場より討論をさせていただきます。

確かに人事権は町長にあることは十分に承知をいたしております。しかしながら、今回においても、人物に特に問題というものは私は感じておりません。しかしながら、教育委員会に対する町長の姿勢はいつも対応として権限を持ってるがゆえに教育委員会にも真摯に丁寧に向き合う姿勢が必要であるのではないかというふうに考えます。

また、今回の疑惑の問題についても、確かに当事者同士の問題については言葉触れるところは難しいところがあることは十分に理解いたします。しかしながら、町長としての反省あるいは責任という部分でいうと、町長メッセージの中にも自分自身がこういうところが駄目だったという部分は見受けられませんでした。

疑惑、問題を残したまま新しい人に引き継ぐような形で対応させることは、前回の檜野教育長のときと同じような同意の在り方であります。もう少し丁寧な対応をすべきであるということは前回も申し上げており、そのように対応していきますと発言をされた町長の行動は何ら変わっておらず、このような人事案件に対しては賛成することはできません。反対の立場としての討論いたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成少数）

○議長（中島貞次） 賛成少数です。

したがって、同意第5号は同意しないことに決定しました。

~~~~~

### 日程第3 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第3、同意第6号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第6号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、現在欠員となっております教育委員会の委員につきまして、新たに森崎芳樹氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

森崎氏の経歴は参考資料のとおりであります。長年の消防団活動を通じて本町の防災活動にも貢献してこられ、また太田幼稚園や太田小学校PTA会長等を務め、地域や保護者等とのつながりも深いことから、教育行政の推進に適任だと考えております。

なお、任期は同法第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となるため、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1か年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 この方も先ほどお聞きしましたように選任された経緯と決め手となった理由を教えてください。

○議長（中島貞次） 町長。



○町長（服部千秋） 経緯につきましては、先ほどと同じになりますので、お相手もあることでございますので控えていただきたいと思います。以前から森崎氏は太田幼稚園とか太田小学校関連のPTAや、また地域での消防団活動等、地域の活動に積極的に関わっておられる方です。そしてまた、お話しさせていただいても非常に気さくといえますか、柔軟な考えを持っておられる方でございます。お子様も学校に通っておられまして、そういう保護者としてのお立場から——前教育委員も保護者でいらっしゃいましたが——保護者の立場からいろいろと学校教育に意見を言っていただけの方だと認識し、上程させていただきました。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 本人事案件につきましては、議会の初日にも出してこられて議会が不同意としたところでございますが、そのときに出してこられた方は松浦りつ子氏でございます。そのときの不同意の理由については、本人については全く問題はないけれども町長のこれまでのこの問題に対する対応が問題であるとして不同意とされたものと認識しております。

今回に当たってまた違う方を出してこられているわけですが、前回松浦氏が適任と考えて出してこられたかと思いますが、その後どのように対応されて今回のこの人事案件に至ったのか御説明いただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、松浦氏には前回の不同意のときにすぐにその日のうちに御本人に電話連絡をさせていただきました。また後日、役場のほうで副町長とともにお会いさせていただきまして、いろいろとお話をさせていただいています。

松浦氏にこのたびの不同意について御報告する際、次の候補者を探していただければとのお言葉も頂戴いたしました。これは、もう一人の石海地区からお願いした松本氏も——松本氏は電話でございますけれども——同様でございます。

本町としましては、町校園長より10月1日以降の教育長及び教育委員の体制が2名となる可能性を危惧され、正常な運営が図れるよう体制に関する要望もあったところであり、もとより今回の問題点の整理、再発防止策の実践とともに、子供たちの学校園教育、社会教育、社会体育、文化芸術等、様々な教育行政を円滑に推進すべく、一日も早く体制を整備した上で日々の校務を着実に遂行することで一步一步信頼を回復させてまいりたいと考えております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 前回不同意になった後、電話で話されて、その後日ということをお説明いただきましたけれども、今回のこの議案を出すに当たって前回の候補者とは相談されなかったのか。恐らく前回この方が適任と思って出されてきたことだろうと思うのですが、その点についてどのように対応されて、今回また別の方を出してこられたのか。

教育委員の人事というのは非常に大切なものだと思いますので、その点について確認させていただきます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） この方を上げるに当たり、この方を上げるという具体的な個人名を上げて松浦氏にお話はしておりません。ですけれども、先ほども申しましたように、空白をつくらずに前に進めたいという思いから、この議会においてぜひとも教育委員を決めていただきたいと思います。上げております。

もちろん松浦氏とか、あるいは今回の森崎氏とか、またほかに候補者が複数、いろんなときに

複数候補者いるのですけれども、どの方もそれぞれに立派な方でありまして、しかしその中から、いろんな状況の中から御選任申し上げて、御提案させていただいておりますので、前回の方がいけなかったとかという意味でなく、このたびの方も適任者でありますので、ぜひとも空白をつくらぬように提案し、お願いをしているところでございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これも同意第5号と同じ質問になるかもしれませんが、この方の同意を求める前に、教育委員会との対応は先ほどの教育長と同じような対応の在り方で進められたという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） はい、そのとおりです。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長は初日の同意案件について、我々議会側が言ってる意見をどのように解釈されたのでしょうか。先ほども複数の候補者がいるとか、そういうことは確かに町長の中に考える人物はあるのかもしれませんが、あまりにも人を簡単に扱い過ぎではないでしょうか。この人が駄目だったら次はこの人。前回の方もそれなりの思いを持って町長は人事権を行使されているのだと考えますが、そんなに簡単に人をころころ代えられるものなのか。松浦氏にとっても大変失礼な姿勢であるというふうに感じますか、町長いかがお考えですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） ですので、松浦氏に対しても副町長とともにお会いしてお話をさせていただいております。

ですので、今上山議員が言われるように、人を簡単に扱っているとかそういうことではございません。ほかの人選をしていただいていいという言葉もいただいておりますし、何回も同じことの繰り返しになって恐縮ですけれども、教育行政を前に進めるために、現在欠けている教育委員をやったださる立派な方をこのようにして御提案させていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私は松浦氏ともコンタクトを取り、意見を聞かせていただいております。

確かに、町長からは電話がすぐにあったと。しかし議会に反対されました。「議会が」と。反対されるのは議会の責任ではないのです。反対の理由があるから、その内容に対して反対をしております。

その後、確かに町長室にも行かれたようではありますが、松浦氏と話をしていても、いまだに太子町に対しての教育には大変思いを持っておられます。自分も町内に1つある唯一の高校の校長を長く務められ、尽くしてこられた方です。当然、今ある教育委員会で起こってる問題、ぎくしゃくしていることも把握されておられますし、それが改善されることを望んでおられます。その姿勢として、やはり町長の姿勢は大事ですよという話はお互いの中で確認ができる場所もありました。

また、先生方から出てきた要望を先ほど説明されましたが、その説明についても校舎長会の先生方が望んでるのは教育委員会としっかりとした意見の交換を進めながら、その要望を確認し、進めることが大切であるということが本来の目的の大きな部分の1つであるというふうに私は解釈しました。

そういった意味でも、やはり町長の姿勢は教育委員会に対してはあまりにも冷たい姿勢である

と言わざるを得ません。また、ころころ代えるという言い方を私確かに使いましたが、この人事案件についてはこういうやり方、じゃあこの人が駄目だったらこうと出してくるやり方、そう見られても仕方がないと思います。その部分、いま一度、前に進めるともおっしゃいましたが、前に進めるべくは町長自身が教育委員会に向き合う姿勢を前に進めることが大事だと思いませんか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） ですので、そういうことも含めまして今回、この後出てきますが、福田氏を提案させていただいております。私自身も誰とかそういうことでなくて、いろんなことに対してその御意見を——今まで全く聞かないという姿勢だったと私は思っておりますが——さらに聞かせていただいて、御意見をすり合わせながら、また私の意見も言わせていただいて、また相手の御意見も聞かせていただきながら、こういう場では決まったことを発表させていただいて物事を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

ですので、御指摘について、言おうと思えば幾らでも議員は言えると思います。しかし、私としては、繰り返しになりますけれども、教育行政を停滞させないよう森崎氏をお願いしているところでございます。松浦氏にこの方の名前を出して許可を取るとか、そういうことはしておりませんが、後任を進めてもらってという話はさせていただいて進めています。

以上です。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同意第6号について、反対の立場より討論をさせていただきます。

本会議初日に人事案件が上がっておりました。そこでは違う方のお名前での人事案件となっておりました。その方に確認は取った、報告があったということは確認できましたが、その方が駄目だったら、次に簡単に新たな方を上げてくるような姿勢というのは、あまりにも人事を扱う上においては不親切、不適切だと私は感じます。

また、この案件についても、今問題になっている教育委員会内部において、確認あるいは意見のすり合わせをされない町長の姿勢は、今の状況をしっかりと理解されておらず、全く無責任な姿勢であると言わざるを得ません。前に進めるべくは、先ほどの町長の答弁の中にもありましたが、教育行政を停滞させないようにという言葉もありましたが、停滞をさせないために、まず問題の解決をもって進め、教育委員の方々と教育行政についてしっかりとその立場を理解し、進めるべきことが課題である、また町長として取り組む喫緊の課題であるというふうに解釈し、この無責任な人事案件については残念ながら賛成できません。反対の討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 私はさきの一般質問においても、前教育長の問題を完全に解決し、議会も、そして当事者も納得するような状態でないとどんな人を出しても賛成できないということを申し上

げました。にもかかわらず、今回このようにその問題を完全に解決することなく出されたということは、私の意見に対して全く無視をされてるということにもなります。

よって、この同意案件については反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中薮清志議員及び堀卓史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（中島貞次） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中薮清志議員及び堀卓史議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（中島貞次） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 12票です。

投票のうち賛成 4票、反対 8票です。

以上のとおり反対が多数です。したがって、同意第6号は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

日程第4 同意第7号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第4、同意第7号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、福田秀樹教育長職務代理者の退場を求めます。

（福田秀樹教育長職務代理者 退場）

○議長（中島貞次） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第7号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の福田秀樹氏の任期が本年9月30日付をもって満了することに伴い、引き続き福田秀樹氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福田氏の経歴は参考資料のとおりであります。これまで学校教育の現場のみならず、たつの市教育委員会において御勤務されるなど第一線で活躍されてこられたことから、本町の教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は同法第5条第1項の規定に基づき、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4か年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今回の同意第7号について、町長に対して確認をさせていただきたいと思います。

本案件は、先ほどの同意第6号と同じように、前回は松本氏を上げておられましたが、今回福田秀樹氏に代えられた。これは、なぜ最初からこのような形にならなかったのですか。今回のような状況で福田秀樹氏が教育委員を再度受けていただけたことには敬意を表したいと思いますが、町長の姿勢はどうも理解に苦しみます。町長のお考えを確認させてください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 前回、私自身は——基本的なスタンスとしていろんな方が、教育について

いろいろお考えを持っておられる方がいろいろおられると私自身は思っています。今回上げてる方とか、前回上げてる方とか、またそれ以外にも上げていない方もいろいろと思いを持っておられて、いろんな意見をお聞きしながら、本町の教育がよりよくなっていくということは、極めて重要なことだと思っているところでございます。

そんな中、前回、松本氏について不同意と御判断されました。そしてまたその後、議員の皆様とか、また現在継続して務めてくださっている教育委員の皆様からの御意見など、また幼稚園・小学校・中学校の先生方から円滑に進めてもらいたいという御意見など総合的に判断しまして、また福田氏ともこれから忌憚のない御意見を話し合いさせていただきたい旨、御本人とも話をさせていただいた上で、教育行政を停滞させないように福田氏を上げさせていただいているところでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いろんな方に指摘をされたから福田氏を上げましたというような解釈でよろしいのでしょうか。それは福田氏に対してこれまた失礼な姿勢ですよ。最初からそれだったらやっておけばよかったと思いますし、そういう姿勢は大変、教育委員会とか教育委員の立場を軽く見てるんじゃないかなというふうに思います。いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 決してそういうことはございません。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同意第7号について、賛成の立場より討論をいたします。

本会議初日に別の方の人事案件が上がりました。先ほど来言っておることですが、その方に対しても大変軽い扱いで、大変教育委員の方々の立場を軽く見たような町長の態度が問題であるというふうに感じます。

ただ、この同意第7号の福田秀樹氏においては現教育長職務代理者であり、過去から教育委員会の中からもセクハラ疑惑問題が発生したがゆえに、内部より福田秀樹委員の継続を教育委員会が正常に動くために教育委員の方々から動議が出され、それが教育委員会で可決されていた状態にありました。その状況を見捨てて違う人間を上げ、人を簡単に扱ってしまうような町長の人事案件には通常であれば賛成できません。

しかしながら、その状況にあっても福田秀樹氏が状況を理解し、何とか太子町の教育をよくしていこうというようなところで、心を折って、恐らくはこのような状況でも受けてくださったものと敬意を表したいと思います。よって、その教育委員の心を捉え、賛成とさせていただきま

す。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第7号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(中島貞次) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に首藤佳隆議員及び清原良典議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(中島貞次) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(中島貞次) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(中島貞次) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

首藤佳隆議員及び清原良典議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(中島貞次) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 12票です。

投票のうち賛成 9票、反対 3票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(中島貞次) 福田教育長職務代理者の入場を許可します。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時06分)

○議長(中島貞次) 再開します。

(藤澤元之介議員「議長、動議」の声あり)

藤澤元之介議員、内容を言ってください。

○藤澤元之介議員 服部千秋町長に対する不信任決議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

以上です。

○議長(中島貞次) 藤澤元之介議員に申し上げます。

会議規則第14条の規定により、議案の提出はその案を備え、所定の発議者が連署して議長に提出しなければならないことになっておりますので、これにより提出願います。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時50分)

○議長(中島貞次) 再開します。

ただいま藤澤元之介議員から服部千秋町長に対する不信任決議の動議が提出されました。

ただいまの動議は賛成者がありますので、成立しました。

服部千秋町長に対する不信任決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。

したがって、決議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 決議案第2号 服部千秋町長に対する不信任決議

○議長(中島貞次) 追加日程第1、決議案第2号服部千秋町長に対する不信任決議の動議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

提案者を代表して、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 服部千秋町長に対する不信任決議(案)。

服部町長には、昨年度の教育委員会との問題で、現場とよくコミュニケーションを図るよう太子町議会から求めてきたが、今月5日に町内の小・中学校長、幼稚園長10名から提出された「太子町教育委員会の運営に関する陳情」においても、それを受け取っているにもかかわらず、人事権は自分にあるとし、現場の声には一切耳を貸すことなく、この9月議会初日に2件の教育委員人事案件が不同意となった反省や理解もないまま強権的に教育委員会人事案を決定し、本日提案した。

また、あれほどの教育行政の停滞を招き、町政の信用を失墜させた前教育長のセクハラ疑惑に対しても、議会に対するアリバイづくりとも思える的を射ない総括文を町長メッセージとしてホームページに公表し、形式上、事の収束を図ろうとした。ただ、このようなことも我々がこの決議案を提案するきっかけになったほんの一例にすぎない。

平成28年8月に服部町政が発足して以来、太子町議会70年の歴史を遡っても、繰り返される自らの責任の回避と場当たりの態度、コミュニケーションを図ろうとする努力や批判を謙虚に受け止める態度の欠如等、結果として議会の理解を得られず否決や不同意となったものは昨年度ま



でに人事案件を中心に既に10件を超えており、まれに見る町政混乱状態が続いている。

このように服部町政となった今日までの約6年間、本来町民に向けて注がれるべき貴重なお金や労働力、時間がこの町長の不誠実かつ無責任で自己中心的な態度のため、いかほど不毛に費やされてきたことか計り知れない。

また、議会や委員会での答弁も町職員が作成した文面を読むことだけに終始し、自身の言葉で語る場面は拒否することも常態化してきている。さらに役場内部においても、重要事項であっても自らが主体的に明確な指示を行うこともほとんどなく、結果的に不都合な事態に陥ると町職員への責任転嫁に走る等、そのことが職員の意欲や組織の活力を著しく奪い、ひいては町民サービスの低下を招きかねない要因となっている。

服部町長が就任してからの職員の早期退職者数（平成29年度から令和3年度の5年間で49人）を見ればその異常さは一目瞭然であり、行政執行の最高責任者としての自覚の欠如についても議会は常に指摘してきた。町民から選ばれた町長であることを考慮し、次こそは真摯に対応することを期待しての議会からの具申も、反省のない表面を取り繕うような不誠実な態度のままで一向に改まる様子がない。

これ以上、現在の町政を維持することは太子町の行政に多大な損失を与え、取り返しがつかなくなるばかりか、ひいては町民の生活と町の未来に深刻な影響を与えると判断する。

よって、当町議会は服部千秋太子町長を信任しない。

以上、7名の賛同者をもって決議をする。

令和4年9月26日。兵庫県太子町議会。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で提案理由の説明は終わりました。

もうすぐお昼の12時を回りますが、引き続きこの決議案については審議を続行いたしますのでよろしくお願いします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 質問をさせていただきます。

先日からこの不信任決議の数がそろった、それに同意しろという声が非常に多くあったのですが、確かに今述べられた文章にあるように、この中身に対しては多くは私も同調できるものでありますが、やはりもう少し丁寧に説明をいただきたいかった。

そして、町長並びに副町長、当局側にお尋ねするのですけれども、今回の……

○議長（中島貞次） ちょっとお待ちください。

今の質疑は提案者に対しての質疑になりますので、その辺よろしくお願いします。

清原良典議員。

○清原良典議員 もう一点、事前に、本日の教育委員を任命しなかったら不信任決議を出すぞ、不信任決議が出るぞという交渉があったらいいのですけれども、その方が本日任命されたにもかかわらず、このように不信任決議が出ました。これは普通で言えば、人の道に外れる行為ではないか。早期退職者の数のことも先ほど言われましたが、1つは杉原副町長が就任されてから減少しているという実態はございます。その辺、町長どのように思われますか。

○議長（中島貞次） 提案者に質疑をお願いします。

清原良典議員。

○清原良典議員 そしたら提案者、最初の件に関して。

○議長（中島貞次） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 先日から数がそろったからそれに同調しろというような、そういう伝え方というか、私はそういったことを言ったこともありませんし、そういうことは対応というか、発言もしていませんし、ちょっとその部分については存じ上げないことで答えられません。

以上です。

○議長（中島貞次） 清原良典議員。

○清原良典議員 後段の部分、町長並びに副町長、どのように思われますか。

○議長（中島貞次） すいません。何度も言うようですが、これはあくまでも決議案なので、提案者に対する質疑となりますのでよろしくお願いします。

清原良典議員。

○清原良典議員 これを今藤澤議員に言ったところでそれは知りませんという答えが当然返ってくるやろうと思うので、それでは述べたということで止めておきます。

以上です。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 0 時00分）

（再開 午後 0 時00分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

服部千秋町長から発言の申出があります。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、発言を許可することに決定しました。

服部千秋町長、発言を許可します。

町長。

○町長（服部千秋） 今決議案の文面を見させていただいたわけですが、全体としてこの中にはアリバイづくりをしていないにもかかわらず、アリバイというふうに一方的に言われたり、また職員に責任転嫁していないのに責任転嫁していると表現されるなど、私としては全般的に射ていない指摘であると思っています。いろいろたくさん書かれておりますが、不信任の理由は一般的な表現であり、客観性に基かない指摘であります。

人事案件の不同意はさておき、現在町政は全く順調に進んでおります。また、職員も一生懸命頑張ってくれております。町民に何ら恥じることなく、職責を全うしております。

以上です。

○議長（中島貞次） 服部千秋町長の発言は終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 服部千秋町長に対する不信任決議案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

平成28年8月から服部町政がスタートして以来、今日までの町長の姿勢を見てきましたが、全く協調性に乏しく、不誠実かつ他力本願、自己中心的な態度であるため、この5年間で意見具申をしてきた優秀な職員を含む早期退職者は49名になっている。これは非常事態になっていると言っても過言ではない。また、議会からの具申、学校園長からの陳情に対しても不誠実なままであり、一向に改める姿が見えない。全く協調性がなく、自分の好き嫌いの感情で動いており、全く信頼関係が築けていない。このままでは本当に太子町は危ないと危惧しており、賛成とします。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 服部千秋町長に対する不信任決議案に反対の立場から討論を行います。

最近では、檣野前教育長のセクハラ疑惑による辞任、教育委員の辞任、本会議の冒頭での教育委員の同意人事の不同意を受け、今回最終日に上程された教育長及び一部の教育委員の同意人事に関する不同意の状況を鑑み、教育行政に大きな混乱が生じている現状でございます。

本会議冒頭で教育委員2名の不同意を受け、私は町長、副町長に14名の議員と心を割ってじっくり意見交換して町政に対する議員の意見を聞くとともに、町長と議会議員との信頼関係を築き、町政の信頼回復と町政発展に努める努力を、行動をすぐに取りいただくよう強く要請しました。任命権者としての町長の責任と対応方法については、説明責任を果たし、町民が納得のいく対応を強く求めたところでございます。

しかし、今回8名の議員の連名で町長に対する不信任決議案が提出されたことは、可決、否決にとどまらず、町民代表の議員からの強い要望であると解釈します。

今まで3年半の間、町長を含め町当局に対する数々の問題事例が発覚し、職員も早期退職者が出ています。しかし、町民から選ばれ、負託を受けた町長であることを踏まえて、町長批判のみをするのではなく、どのように対応することが町政発展につながるかにつき、元兵庫県職員としての行政経験を基に行政の在り方について助言する行動をしまりました。

行政はひとときも停滞させることはできず、喫緊の課題であります子育て対策、認知症を含めた高齢者対策、新型コロナ対策、気候変動対策と、町長、副町長を含め町当局と意見交換し、政策提案をしまりました。

町長の今までの行動については、もっと自分自身を戒め、職員、議員を含めて数多くの方々と心を寄せ合って信頼関係を築き、ともにお互いが英知を結集して町政を発展させていく体制をつくってほしいと強く要望します。

しかし、今この時期に不信任決議することは得策でないと考えます。私はかねてから日本一の太子町をつくろうと一般質問でも訴えてきました。今の混乱した状況から脱皮するためには、町長になる人材には次のことが求められていると思います。行政の仕組み、役割を知り尽くした上で、議会対策にも精通した見識があり、心配りができる方が必要であると考えます。そのような人材が現状ではない中で、現町長に不信任を突きつけ、町長選挙まで発展し、政治空白をつくることになれば、大きく太子町を変革させることは難しく、太子町の発展につながらないと考え、今のこの時期における不信任決議については時期尚早であると判断します。

本定例会が議会500回の記念の議会、また聖徳太子没後1400年の遠忌の年に当たり、“和のまち太子”にふさわしいさらなる町政の道しるべを決める誤りのない飛躍の議会となるようお願いつ

つ、町長に対する不信任決議案に反対の立場からの討論とします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほど町長発言がございました。不信任の理由として、的を射ていない、また全体としてアリバイづくりをしたわけではないのにと、こういった解釈の答弁がございました。この発言が出ること自体、我々が指摘している内容であったり、本日まで町長と向き合いながら発言をさせていただいたことを理解されていないことが明らかになりました。

“和のまち太子”ということで、「和をもって貴しとなす」、お互いが議論をし、いい答えを出していくこの議会の場合は、会議をもってお互い住民から選ばれた立場を尊重しながら今日まで町長にもこの町がよくなるようにという思いで努めてまいりました。また、教育委員や、あるいは町長と向き合う様々な職員、あるいは町に協力をしてくれる方々も太子町のためにと皆さん力を尽くされるわけです。

服部町長は、公より個を重視した姿勢が多く見られてしまう。あるいは何かしら問題があったときの対応というのは町の最高責任者としてあまりにも、発言も含め、今回ひどい対応であったと感じています。

先般の本会議の質疑においても、どうしたらよいのか分からないので教えてほしい、このような発言が今起こってる問題をまずは理解できていない、対応できていない、そして言われたから行動に移した、これでは皆が残念な気持ちになってしまいます。これは、町民にとってはなかなか見えにくい事実かもしれません。しかし、大切なことは、太子町の町長、トップが、服部千秋町長が議会、つまりは町民全ての方々との向き合い方に問題があるということの表れであります。

このような状態で町政が進めば、また先ほどのような発言が続くようであれば、本来の町政運営がよくなるものもよくならないという苦渋の決断であります。町長には、この不信任決議を受け止めていただき、早急に辞職していただきたい。

以上。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 私は、本決議案に賛成の立場から討論させていただきます。

今の服部町政をこのまま続けることが、太子町の、そして太子町民のためになるのか否か、この1点がこの決議案に賛同するかどうかの判断基準であると考えます。

今般の前教育長の問題、これもいまだに解決に至っているとは程遠い状態ではありますが、最も深刻な問題は無為無策と言ってよい町長の行動によって重大な結果を招いたことに対する、それに対して責任を感じ、真摯に反省するという態度が残念ながらいまだに見られないということでございます。

これまでも何度も申し上げてきましたが、人事案件を出して体裁だけを整えて表面的に幕引きをする、そういうふうにはやはり見えるわけです。これでは、根本的な問題解決にはなりません。また同じようなことが起こるのではないか、そういう危惧を拭い去ることができない、そういう状態ではないでしょうか。今般の問題は、これまでずっと同じことが繰り返されてきた、その延長線上にあると、そういうものであると思います。しかも、状況は悪化しているのではないかと、そう私は判断します。

これまでに起こってきた状況、これまでに起こってきた問題に対しても議会からはその時々  
に提言をなし、個々の議員からもニュアンスは違えど折に触れて様々な提言があったはずで  
す。それは、太子町がよくなるように次こそはきちんとやってほしい、改善してほしい、  
そういう期待だったはずで

す。しかし、服部町長の姿勢が改まる様子が一向に見えないまま今日に至っている、  
そういう状態ではないですか。その弊害は、町政の中には既に現れているのではない  
ですか。問題の根本的な原因は服部町長にあるのではないのか、そのように多くの  
議員が思う中で、この状態を続けることは太子町のためにならない、やがて町全  
体に影響を及ぼすことになるだろう、そのように私は考えます。その変化はすぐ  
には感じられなくとも、これから上昇気流に乗っていくのか、下降して停滞してい  
くのか、その流れ、そういった変化だと思

います。それは、5年先、10年先、20年先の太子町に影響として現れてくるだ  
ろうと思います。したがって、今私たちはこの現状に対してどうするのか真剣に考  
えて判断しなければなりません。私たち議員は、町政の状況をここでつぶさに見て  
きました。今の状況に対して、それが太子町のためにならないのであれば決断しな  
ければなりません。それが、3年半前に負託を受けてこの場に立っている現職議  
員の責務であると私は考え

ます。

以上で討論を終わります。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 不信任決議という大変重い、信任しないという決議を提出され  
たわけなのですが、その内容、質疑であったり、討論の中での皆さんの思い、これ  
までの町長の行動を鑑みても、どう判断するべきかというのをすごく迷うところでは  
あります。

しかし、不信任決議というのは提出される議案の中で一番重いことですね。私が  
思うのは、これまで町長が町長に就任してから、こういうふうな言い方をさせて  
もらったら申し訳ないのですけれども、ある程度の成長といいますか、譲歩は多少  
は見られてきているのではないかと

いうふうに感じております。その中で、不信任決議という大変重たい決議を提出  
されたということで、本当に議員として不信任決議でよいのかと、もう少し軽い、  
警告というたらおかしいのですけど、案がなかったのかというふうに考えるので  
すけれども、議会として考えるならば私はちょっとこれは重たいのではないかと  
いうことで、反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから決議案第2号を採決します。

この採決は記名投票で行います。

念のため申し上げます。町長不信任の表決については、地方自治法第178条の  
規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を  
必要とします。

現在の出席議員は12人であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は9人であります。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(中島貞次) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に藤澤元之介議員及び松浦崇志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(中島貞次) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(中島貞次) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(中島貞次) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

藤澤元之介議員及び松浦崇志議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(中島貞次) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 12票です。

投票のうち賛成 9票、反対 3票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、先ほどの採決は記名投票で行いましたので、順不同ではありますが、賛否の結果を報告いたします。

賛成者 出原賢治議員、吉田正之議員、長谷川正信議員、玉田正典議員、中島貞次議員、  
藤澤元之介議員、上山隆弘議員、中薮清志議員、松浦崇志議員

反対者 森田哲夫議員、清原良典議員、堀卓史議員

以上です。

それでは、議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(中島貞次) それでは、ただいまより暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時27分)

(再開 午後1時30分)

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第5、議案第41号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会の報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第41号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月6日火曜日午前10時から午後1時04分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①現在の正規職員の育児休業取得の状況はとの質疑に、令和2年度の取得者は男性がゼロ名、女性が8名、令和3年度は、男性がゼロ名、女性が13名である。なお、新たに育児休業の取得が可能となった男性職員は、令和2年度が2名、令和3年度が9名いたが、そのうち取得した者はゼロ名であったとの答弁があった。

②男性職員の育児休業は取得しにくい状況なのかとの質疑に、配偶者の妊娠が分かった時点で総務課に報告があり、そのときに利用できる制度について周知はしている。なお、育児休業以外に配偶者の出産休暇という特別休暇が年間2日、また1歳に達するまでの育児参加のための休暇が年間で5日取得できることになっており、令和2年度、3年度で取得ができる職員は取得しており、産後の退院の付添いや、定期健康診断等、家庭の状況で休みを取って育児参加をされているとの答弁があった。

③制度改正により育児休業制度が利用しやすいものになったことはよいが、実際に利用するためには、対象者以外の職員の理解が必要となる。制度の周知や研修等を行っているのかとの質疑に、ハラスメント研修の中で講師より、育児休業取得に係るハラスメント事例を紹介していただくなどの取り組みは行っている。対象者以外の職員にも制度について周知し、理解を深めてもらい、サポート体制が取れる環境にしていくことが必要と考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第42号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第7 議案第43号 太子町学校給食費に関する条例の制定について

○議長(中島貞次) 日程第6、議案第42号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第43号太子町学校給食費に関する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、委員会審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第42号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきものの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月5日月曜日午前10時から午後0時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①傷害保険料は月額幾らに相当するのか。また、他市町との比較で、改定保育料の妥当性について詳しく説明願うとの質疑に、学童保育園に入園される場合、傷害保険には必ず加入していただくことが義務づけられている。保険料は年額800円となっており、たとえ夏休みの1カ月入園しても、4月から3月までの1年間入園しても、年額800円を納めていただくことになる。今回の保育料の値上げに関しても子ども・子育て会議へ諮問し、西播磨地域の状況を説明した。相生市などでは、月額の保育料の中に傷害保険料が含まれており、制度上これを保育料に含むことは



特に支障はない。また、近隣市町の保育料については、姫路市では通常の月では8,000円、夏休みでは1万1,000円、たつの市は通常の月で8,000円、夏休みで1万円であるとの答弁があった。

②改正理由を説明願うの質疑に、学童保育園事業は、平成6年に事業が開始された。月額保育料は平成6年の時点から一切変更はしていない。近年、学童保育園事業の支出ベースは約6,000万円で推移していたが、令和元年度に民間事業所がコロナ禍の影響で学童保育事業を撤退されたことにより、そこに通われていた子供たちを太子町のほうで受入れをする必要が生じた。それによって、子供たちを受け入れる施設整備並びに支援員の確保のため、人材派遣会社からの人材派遣、またシルバー人材センターからの派遣の増員等、支出経費が非常に増額になってきている。そういった社会状況等を鑑みた結果、今回保育料の見直しを行う改正をさせていただきたいとの答弁があった。

③実質1,000円の値上げとなるが、その金額の根拠とはの質疑に、令和3年度に学童保育園の事業に関して、経費面とソフト面等について、保護者アンケート調査を行った。また、近隣市町の保育料等も参考にした結果、月額1,000円、夏休み2,000円の増額が限度ではないかという判断で今回提案させていただいているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、議案第43号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第43号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、太子町学校給食費に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月5日月曜日午前10時から午後0時33分。

3、審査経過及び結果

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①施行規則の第4条第1項第1号の文言を要約すると、4月分から2月分までを月々平均化するというのでよいか、それとも月々定額ではないということかとの質疑に、まず4月分から2月分までは定額を集める。また、年間給食回数を定めており、これが月額の計算になっているので、最後に給食回数が増えたことによる精算額を3月分の給食費としていただくことを第2号に記載しているとの答弁があった。

②第9条（学校給食費の減免）について、小学校・中学校それぞれどれくらい申請されているのかとの質疑に、就学援助はこれには該当しない。就学援助は、申請に対し、御家族の収入状況によって判断される。この施行規則によるものは、例えば、何らかの災害や事故に起因し、あるいは、御家族に特段の理由が発生し、給食費の支払いが困難になる場合等を想定しているとの答弁があった。

③給食費の徴収に関しては、施行規則第8条に「口座振替の方法により納付するものとする。」とある。こういう学校関係の費用に関して、口座振替の実績はあるかとの質疑に、現在、給食費は幼稚園と斑鳩小学校においては、保護者からの手渡しで徴収している。その他の小・中学校においては口座振替である。現在、小・中学校については農協とゆうちょ銀行から引き落とししている。公会計化になると、公金の取扱金融機関から引き落としができるようになる予定であるとの答弁があった。

④公会計を進める上で、管理課としてメリット、デメリットをどのように整理されているか説明いただきたいとの質疑に、メリットは、教職員の業務負担の軽減、徴収管理業務の効率化、ま

た、給食費の透明性、不正の防止と考えている。デメリットについては、教職員の負担軽減により、町職員の負担が増える。それから、公会計化に向けた給食の管理システムの導入等、費用がかかってくるというところであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第42号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第43号太子町学校給食費に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 認定第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第8、認定第1号令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、令和3年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和3年度一般会計決算委員会副委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月12日月曜日午前10時から午後4時59分、令和4年9月13日火曜日午前10時から午後2時59分、令和4年9月14日水曜日午前10時から午後1時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過については、別紙のとおり。

(2)審査結果は、全員賛成で認定すべきものと決した。

(3)会議録は、後日希望者に配付する。

令和3年度一般会計決算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め慎重に審査した。

(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)令和3年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については、真摯に受け止め、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。

審査の詳しい経過等は、委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は、「入を量り、出を制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入を量って出を制する立場を理解し、併せて、財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない。」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

全般について。

令和3年度決算の財政収支バランスは健全性を維持し、財政調整基金等への順調な積立てができていることは評価する。今後も財政バランスを考慮しつつ、基金の繰入れや運用については、取捨選択を誤ることなく実行していくこと。なお、一部では不用額が大きな執行状況も見受けられるので、引き続き積算精度の向上を求める。

歳入について。

税収確保の観点から、創業支援及び企業の育成や誘致、人口の維持・拡大といった中・長期的な視点に立った町政運営に当たるとともに、町税の徴収率については、まずは県平均並みに上げることが念頭に、収税業務の強化（職員数の確保・経験年数・知識の積み重ね）に努めること。また、ふるさと応援寄附金については、返礼品の開発はもとより、自治体としての企画戦略を生み出せるよう職員のアイデアと創意工夫を講じること。

歳出について。

各課ともに、需用費、特に消耗品費や光熱水費の経費削減に取り組む姿勢が決算額に反映されていることは、大いに評価する。しかしながら、複数の所管課からマンパワー不足の声が明らかになっているので、引き続き人材の計画的な確保・育成並びに適材適所も含めた対応を求める。

さらに審査質疑の過程で明確になった、以下の点については、速やかな改善を求める。

1、テレビ放映、ホームページ、ユーチューブチャンネル、Instagram、フェイスブック等を町の魅力発信につながるよう活用するとともに、セキュリティー面についてはさらなる強化を図ること。

2、介護や子育てに係る人材の確保に向け、待遇改善も含めた検討を継続して行うこと。

3、町の行政機関、教育機関等がチーム一丸となり、ウイズコロナ社会に対応すること。

4、シルバー人材センターの人員確保に向けた施策を検討すること。

5、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は年々増加しており、負担増が懸念される。児童・生徒へは、きめ細かな対応が必要であることを念頭に置き、増員も含めた対策を講じること。

6、町から補助金等を支給している各種団体に対しては、会計決算の明朗化に向けて決算書のフォーマットを統一するとともに、補助にふさわしい事業成果が上がるよう指導すること。

その他、各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項等を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で令和3年度一般会計決算委員会副委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成全員）

○議長（中島貞次） 賛成全員です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定する

ことに決定しました。

~~~~~

日程第 9 認定第 2 号 令和 3 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 3 号 令和 3 年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 4 号 令和 3 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 5 号 令和 3 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第 9、認定第 2 号令和 3 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 12、認定第 5 号令和 3 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案等 4 件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、認定第 2 号から認定第 5 号までを委員会審査報告書を基に報告をさせていただきます。

認定第 2 号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第 2 号。付託年月日、令和 4 年 9 月 2 日。件名、令和 3 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 4 年 9 月 5 日月曜日午前 10 時から午後 0 時 33 分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①決算書 2 ページの総括表の歳入のところで、不納欠損額がかなり大きな金額となっているが、この説明をお願いするとの質疑に、不納欠損額は令和 3 年度に消滅時効を迎える件数が例年に比べて多くあり、前年度より財産調査等を実施していたが、居所不明者、転出者などの財産及び居所の特定が困難な事例が多く、滞納処分による時効の猶予ができなかったことが原因であるとの答弁があった。

②収入未済額について、最終的にこれが不納欠損になる可能性もあるということかとの質疑に、過年度になれば収税管理室と共同になり、徴税に取り組む予定になっている。国民健康保険税に関しては、税の滞納が多くなってくると、期間の短い保険証を発行して、毎月定期的に納めていただいたことが確認できれば保険証を発行するというシステムもあるので、そういった機会を活用しながら、滞納をこのまま不納欠損とならないよう努力していくとの答弁があった。

③ジェネリック医薬品の推進で少しでもかかる経費を下げるという方向性で考えておられると思うが、具体的にどのような施策を取っておられるか、また、それでどのように効果が現れているかとの質疑に、施策としては、保険証を送付するときにジェネリック医薬品を使用するというシールを同封させていただいている。保険証にそのシールをお貼りいただき、薬局でお薬をもら

われるときにジェネリック医薬品を優先的にもらっていただく。また、それと節11役務費、通信運搬費で通知を年に2度送らせていただいております、本人にもジェネリック医薬品をお使いいただくことで、これだけ負担が少なく差額が発生したというお知らせをしている。ジェネリック医薬品の使用率は、太子町では前年度82.9%で、県内第5位であり、国民健康保険の利用者の多くの方に協力いただいている現状であるとの答弁があった。

④決算書15ページ、目1賦課徴収費、節11役務費、コンビニ収納代行手数料の状況についてはどのように感じておられるかとの質疑に、年々、コンビニ納付の方が増え、24時間いつでもどこでも納めていただけるということで、税の納付率の向上に寄与していると思っているとの答弁があった。

⑤決算書19ページ、款4特定健康診査等事業費の説明で、1,519人が受診して69人が保健指導になったということだったと思うが、医療までつなげたり、指導したりできているのかとの質疑に、特定健診がまずメタボリックシンドロームに重きを置いたものになるので、保健指導としては生活の見直しであるとか、医療が必要な方については、医療につなぐという形になっており、保健師がきめ細かくその方に応じた保健指導をさせていただいているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、認定第3号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月5日月曜日午前10時から午後0時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①認知症の方は年々増えているような状況と把握しておられるかとの質疑に、2025年には全国的にも約700万人の方が認知症になるであろうと予測されている。65歳以上の高齢者5人に1人が認知症になられるということで、太子町についても高齢化が徐々に進んでいるので、認知症になられる方も少しずつ増えていると思うとの答弁があった。

②29ページに「実質収支に関する調書」があるが、最終的に差引き額は次年度に繰り越されるのかとの質疑に、この6,804万6,930円については、翌年度に繰り越し、今回の9月定例会の補正予算に令和3年度からの繰越金として計上させていただいているとの答弁があった。

③不納欠損や収入未済が発生する理由についてはどう考えるかとの質疑に、65歳になられた方については、介護保険料の年金からの特別徴収が始まるのは約6カ月後となるため、特別徴収が始まるまでは、納付書で納めていただくのだが、納め忘れも1つの理由であるので、口座振替をお願いし、時効による不納欠損額が少なくなるように努めていきたいと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、認定第4号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月5日月曜日午前10時から午後0時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①決算書2ページの歳入、不納欠損額、収入未済額について、国民健康保険特別会計と比べると比率的少ないと思うが、国民健康保険特別会計との違いはとの質疑に、後期高齢者医療は、国民健康保険と違い、滞納があっても高齢者であるので、保険証を止められず、交付する。国民健康保険は窓口に来て税の滞納分を納めていただいてから保険証を渡すことになるが、後期高齢者医療は保険証を送付してしまうので、窓口へ納めに来ていただく機会が失われる。そのため、職員が夜間や昼間に訪問して徴収している。収入未済額は年度当初70万円ほどあったが、現在は40万円弱に減っている。この40万円弱は主に2名の方で、以前からの滞納状態が続いており、少しずつ納めていただいているが、なかなか追いつかず、毎年滞納状態が発生しているとの答弁があった。

②決算書12ページ、目1保健事業費、節12委託料、不用額が107万円程度あるが、この理由はとの質疑に、特定健診委託料、歯科健診委託料で多く出たもので、新型コロナの影響もあり、健診自体の受診率が想定ほど高くなかったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、認定第5号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月5日月曜日午前10時から午後0時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①決算書6ページ、主に墓園使用料と墓園手数料が収入のほとんどを占めているわけだが、使用料10基と管理料908基の違いを説明願いたいとの質疑に、まず使用料10基については、今まで太子町の墓園を使用されていなかった方で、令和3年度中に墓園を使用したいと申し込まれ、永代使用料として新規に払われた10名のことである。管理料については、これは墓園がオープンしてから令和3年度までの間に、既に墓園に申し込まれている方に管理料としてお支払いいただいているものであるとの答弁があった。

②今後も継続して新規使用者を発掘していく必要があると思うが、その見通しについてはとの質疑に、1,401件があるうちの900件強は現在使用されている。逆に、500件弱の残については広報活動を行っていきたいと考えているとの答弁があった。

③歳出の8ページについては墓所返還還付金が発生している。これは9基分という説明だった。1基あたりの還付額を計算すると、40万円ほどになるが、これはやむを得ないのかとの質疑に、還付については、永代使用料の半額を還付すると条例上規定されている。使用料自体は各区画によって額が違うため、その半額を還付している。お墓に対する意識の変化の中で墓じまいが

ある中、この9件というのもやむを得ない面もあるかと思う。しかし、我々としては、メモリアルパークで良質なサービスを提供することでお客様を引き止めるといった努力をしていきたいと考えているとの答弁があった。

④9ページの実質収支額は364万7,129円プラスということだが、これはどのように今後扱われるのかとの質疑に、これは墓園のうち一般管理から生じた収益については、次年度へ繰り越して、次年度の経費として充てることとしている。また、墓園管理に関する部分から出てきた収益については、メモリアルパーク管理基金に積み立てて、今後の管理運営に充てる予定としているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上で報告を終了いたします。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成



の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、日程第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第13 認定第6号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第14 認定第7号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第13、認定第6号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について及び日程第14、認定第7号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会の委員会審査報告書を読み上げまして、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月6日火曜日午前10時から午後1時04分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①平成30年3月に策定された「太子町水道ビジョン・経営戦略」について、各計画は予定どおり進んでいるのかとの質疑に、耐震化を含めた管路更新については、人的、財政的な事情により計画どおり進んでいない。また、料金改定については、現在も検討中であるとの答弁があった。

②耐震化の管路更新については、昨年度の決算時には50%完了していると聞いたが、その後の進捗と完了時期はとの質疑に、進捗率は約56%である。令和6年度には斑鳩地区内の管路更新を予定しているが、管路更新事業の遅れに伴い、管路全体の更新計画を見直す必要もあることから、現段階で完了年度を明確に示せるものはないとの答弁があった。

③水道の使用や停止など検針により空き家の発生や解消状況が把握できると思うが、空き家対策の担当であるまちづくり課との連携はとの質疑に、まちづくり課が把握している空き家と上下水道事業所が把握している水道の使用と停止の情報は、定義が必ずしも一致しないが、連携は念頭に置いて、業務を進めていきたいとの答弁があった。

④営業外収益に定期預金の利息79万6,073円とあるが、これは幾らの定期預金に対するもので利率はとの質疑に、トータルで5億1,000万円預けており、預入額や時期等により利率は異なるが平均で0.156%であったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、令和4年9月2日。件名、令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年9月6日火曜日午前10時から午後1時04分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①下水道は合流式と分流式があるが、町内の下水道の状況はとの質疑に、太子町内全域において、分流式（汚水と雨水を分けて流す）であるとの答弁があった。

②平成30年度に国土交通省が地方公共団体を対象に実施した雨天時浸入水に関するアンケート調査の結果によると、約57%が「維持管理上の問題あり」と回答しているが、太子町の状況はとの質疑に、太子町については「一部問題あり」と認識している。平成27年度には対策会議を開き、浸入水への取り組みを行っている。また、太子町、姫路市、たつの市、宍粟市で構成する揖保川流域下水道に参画しており、構成市町の取り組みなどをまとめた雨天時浸入水対策実施計画を策定し、それに基づいて行っている。その中での太子町の取り組みとして、太田地区でマンホールの中にカメラを設置し、不明水の調査を行い、2か所の不具合箇所を発見し、修繕を行っている。また、太子町の下水道は分流式であるため、本来なら公共ますには宅内の汚水だけが流れ込むようになっているが、間違っって雨水が雨どいから公共ますに流れるという誤接続について確認する調査も行っており、誤接続を確認した場合は指導を行っているとの答弁があった。

③太子町の水洗化人口は3万2,695人で、水洗化率は96.9%とのことであるが、水洗化率100%は達成できないのかとの質疑に、公共下水道への接続をお願いする文書の発送等を行っている。しかし、高齢者世帯や現在使用中の浄化槽設備を壊れるまで使うという意思をお持ちであるなど事情があり、なかなか100%にはならない。なお、近隣市町と比較すると、水洗化率は決して低くはないとの答弁があった。

④前処理場については、前処理場事業特別会計が廃止され、現在下水道事業会計に組み入れられているが、依然一般会計からの繰入れに頼っている状況である。毎年確認していることであるが、前処理場については施設の更新時期も迫っており、今後どのようにしていくのかとの質疑に、皮革の排水処理経費に対する財政支援等について、西播磨市町長会、西播磨市町議長会から国への要望、また、県への予算編成に対する要望を毎年行っている。また、2社の皮革業者に前処理場の経費を負担していただくのは、なかなか現実的ではない。継続して検討する中で、経営状況の内容等をお聞きするなど、事業者とコミュニケーションを取らせていただいているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

附帯意見として「前処理場に関しては、生汚泥の搬出事業等、経費削減に種々取り組んできているが、いまだ最終の対策形態が見えてこない。早急に方向性だけでも決定し、懸案の解決に向けた一歩を踏み出すこと。」をつける。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時20分)

(再開 午後2時20分)

○議長(中島貞次) では、再開します。

~~~~~

日程第15 請願第7号 大津茂川左岸堤防線外除草工事(その2)の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願

○議長(中島貞次) 日程第15、請願第7号大津茂川左岸堤防線外除草工事(その2)の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、報告書を読み上げて報告させていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第7号。付託年月日、令和4年8月30日。件名、大津茂川左岸堤防線外除草工事（その2）の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願。審査結果、不採択とすべきもの。措置、なし。

2、審査年月日。令和4年9月6日火曜日午前10時から午後1時04分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。紹介議員による趣旨説明は、7月20日の議会運営委員会会議録により確認した。また、本案件は町当局に対するものであるため、副町長、経済建設部長、まちづくり課長に出席を求め、経緯及び対応等について説明を受けた。

主な内容。

請願書の「処分先、揖龍クリーンセンターは消費税が非課税にもかかわらず消費税が掛けられている」については、大津茂川除草作業に伴う処分は一般廃棄物処理として揖龍クリーンセンターで処理することと定められているが、除草作業や剪定作業等は、兵庫県やたつの市などと実施時期が重なり、受入れができない場合がある。その際は、民間処分場で処分するため、標準的な価格（税込み価格）を積算書に表記していた。しかし、標準的な価格を表記していることは、誤った積算につながってしまうため、今回の意見を踏まえ、次回からの発注分については、分かりやすい表記に改め、積算書・仕様書に反映する考えであるとの説明があった。

また、太子町が公表している建設工事の入札における最低制限価格の算定方法については、過去から同様の取扱いで、直接工事費に0.9を掛けて算出しており、今回も同様の方法で算出していた。今回の指摘部分で分かりにくい表現となっていたことに対しては財政課と協議し、分かりやすい表現に変える予定であるとの説明があった。

なお、当該業者には、8月17日に副町長、経済建設部長、まちづくり課長で請願書の内容について説明をし、今後については分かりやすい表記に改めていくことで確認し、納得いただいたと理解しているとのこと。

(2)審査結果は、賛成少数により不採択すべきものと決定した。

（賛成）吉田委員。

（反対）長谷川副委員長、井村委員、首藤委員、中薮委員。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今回の請願に関わる紹介議員としても請願者に対して確認をした部分から、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

委員会での取り組みの内容、報告書からは、その内容については十分に私自身も理解する部分であり、尊重する部分はございます。

ただ1点、反対という形になったそれぞれの議員の方々があるという部分で、不採択になった具体的な原因についてももう少し説明をいただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 審査の経過、内容につきましては報告書のとおりになりますけれども、当局からの説明の後、委員で協議をする中で、請願者の方が傍聴に来られておりましたので、当局の説明内容にそごがないかということを確認したところ、双方が納得済みであるということが確認できましたので、委員会としてこれ以上できることはないとは判断して不採択としました。

なお、請願は不採択となりましたけれども、担当課が改めると言った内容については遵守するように委員会として注視していくことは必要であろうとは考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの委員長に対する質疑についても、今後注視をしていくという言葉がありましたので、これに対する採択について賛成ということの気持ちというのは、まず業者の方々が思っておることというのは町の今回の一件に対して一定の形で対応がなされたことは業者の方も評価をされておられます。

ただ、今回議会に対してこのような請願が出てきた意味というのは、過去からの太子町と業者との関係についても、どこがどう、どの業者がどうということではなく、業者に対してお互いの関係の中で町が言ったことの約束を守ってくれるということに対して不安があるがゆえに、議会にも監視をしてもらい、行政能力の向上と入札に対する問題点、課題点を具体的に監視、チェックを、引き続き議会には対応してもらいたいという思いをまだいまだにお持ちであることを確認いたしました。

その町の対応の確立を目指してほしい中で、委員会の不採択という結果については、請願者もその議会に対する答えには納得されておらず、今後の委員会での入札に関わる確認やチェックの強化を求めているものであり、採択としてほしかったことから、紹介議員としては、採択、賛成の立場からの討論させていただき、引き続き、先ほどの委員長報告に対する質疑にあった答えの注視をしていく部分は不採択となっても強化していただきたい思いでございます。

業者の思いとしては採択をしていただきたかったことから、この案件については賛成討論とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、請願第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第7号を採択することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成少数)

○議長(中島貞次) 賛成少数です。したがって、請願第7号は不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(中島貞次) 日程第16、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回太子町議会定例会(第500回町議会)を閉会します。

(閉会 午後2時31分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(中島貞次) 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月29日の招集以来、本日までの29日間でしたが、この間、議員各位には一般会計等の決算認定をはじめ、条例の制定、各会計の補正予算、人事など、多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に、一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りました御労苦に対して重ねて謝意を表す次第でございます。

また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

記念すべき通算第500回を数える本町議会が本日ここに閉会の運びに至りましたことは、先人の皆様方から延々と受け継いできたその重責を果たし得た達成感と、微力ながらも本町議会の歴史の一翼を担ったその感無量なる思いを実感するよき慶日であります。議会人として、この節目を機に、本町が輝かしい未来に向かって邁進できるよう、より一層の精進をここにお誓い申し上げる次第であります。

間もなく10月を迎え、秋の気配を感じる季節となつてまいりますが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町政発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単

措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和4年第5回太子町議会定例会（第500回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る8月29日に開会されました今期定例町議会におきましては、各重要案件につきまして御審議を賜りましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。さらに、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

このたびは、不信任決議がなされたことについては、私の不徳の致すところであり、重く受け止めさせていただきます。

しかしながら、私は丁寧に住民の皆様の声を聞き、当たり前のことではありますが、できることは手間を惜しまず誠実に実行する公平性や平等性を欠くことは行わないとの信念の下、公務に当たっており、私が町長であることを太子町の行政に多大な損失を与えるとされましたことは大変に残念に思っております。

聖徳太子が亡くなられて1400年、太子町議会500回の記念すべき町議会、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」、非常に重い言葉であるとかみしめております。

進退につきましては、限られた時間ではありますが、住民の皆様のためにどうするべきかを熟考した上で判断をさせていただきたいと考えております。私が辞めるとしても、また町議会を解散するとしても、今のメンバーが全員そろうことはもしかするとこれが最後の可能性もあります。この場におきまして、これまでの御厚情に深謝申し上げるとともに、お互いに健康に留意しつつ、頑張っていくことを誓いたいと思います。

朝夕は涼しさを感じる季節となりました。今後とも一層の御活躍をお願い申し上げまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 中 島 貞 次

署名 議員 森 田 哲 夫

署名 議員 吉 田 正 之